

国土入企第 20 号
平成 24 年 10 月 10 日

(岩手県、宮城県、福島県及び仙台市を除く)
関係都道府県主管担当部局長 あて
関係政令指定都市主管担当部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、更なる復旧・復興工事が本格化することが想定されるが、被災地域内だけでは十分な施工体制を確保できないなどの理由により、入札不調が多数発生するようないかなる事態にも十分に配慮する必要があります。

このため、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、復旧・復興建設工事共同企業体方式（復興 J V）の制度を試行的に実施すべく、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成 24 年 2 月 29 日付け国土入企第 34、35、36、37 号。以下「当面の取扱い」という。）において通知したところですが、更なる入札不調対策として、別紙のとおり当面の取扱いを改正し、別添のとおり各省各庁主管担当課長、被災三県主管担当部局長及び仙台市主管担当部局長あてに通知しましたので、お知らせいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内に主たる営業所を有する建設企業が、復興 J V 制度を活用し得るよう、復興 J V による施工実績の適切な評価など、配慮いただきますようよろしくお願いします。

なお、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、必要に応じて所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。